

御浜町会計年度任用職員 職種別詳細

【別表】

募集番号	職種	応募資格（個別要件）
I	行政事務支援員	普通自動車免許
勤務条件・職務内容等		
任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで	
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 (任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。)	
職務内容	各課業務に係る事務 (住民課においては、尾呂志支所・神志山連絡所・町民サービスセンターの業務が含まれます)	
勤務日・ 勤務時間	I週間の勤務日	月曜日から金曜日
	I日の勤務時間	午前9時から午後5時まで（7時間）
	I週間の勤務時間	計35時間
	Iヶ月の勤務日数	20日程度
	休憩	1時間
	時間外勤務	有
	※勤務日・勤務時間は相談の上、変更となることがある	
勤務地	御浜町役場本庁等	
休日等	週休日（土曜日・日曜日※所属において変わる場合があります。） 国民の祝日にに関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日～1月3日）	
報酬等	1. 報酬日額 9,170円 ※経験年数に応じて加算されることがあります ※報酬日額は任用までの間に改定されることがあります ※時間外勤務、休日勤務等の報酬を関係例規に基づき支給します 2. 費用弁償 通勤及び旅費にかかる費用を関係例規に基づき支給 3. 手当 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給要件に該当する場合に支給	
所管課等	御浜町各課	

御浜町会計年度任用職員 基本要項

【別表・裏面】

応募資格		
①地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれも該当しないこと ②昭和35年4月2日以降に生まれた人		
休暇の種類		
年次有給休暇		任用継続年数に応じて年度当初に付与 最大20日間繰越可
特別休暇	有給	私傷病、結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇、私傷病、官公署出頭、公民権行使、災害による現住居の滅失等、災害による出勤困難など
	無給	公務上の疾病、骨髓等ドナー、子の看護、短期介護、保育時間など
介護休暇及び介護時間		介護休暇（無給）、介護時間（無給）あり
社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）		
健康保険、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入。		
下記①～④に該当する場合は、加入対象となります。 ①週の所定労働時間が20時間以上あること ②雇用期間が2月以上見込まれること（再度の任用の可能性がある場合も含む） ③報酬の額が月額8.8万以上であること ④学生でないこと		
身分		
①一般職の地方公務員（非常勤） ②身分については、一般職の地方公務員（非常勤）で、地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など）が適用されます。		
労災保険		
地方公務員災害補償法、労働者災害補償法、または議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（御浜町条例）のいずれかが適用		